

第三百三十二回 参議院農林水産委員会會議録第十号

平成七年五月十八日(木曜日)
午後零時三十七分開会

委員の異動

五月十七日

辞任

細谷 昭雄君
村沢 牧君

補欠選任

竹村 泰子君
大湖 絹子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

青木 幹雄君

委員

委員

大塚清次郎君
佐藤 静雄君
稲村 稔夫君

井上 吉夫君
北 修二君
吉川 芳男君

大湖 絹子君
竹村 泰子君
谷本 巍君

林 紀子君
喜屋武眞榮君

国務大臣

農林水産大臣

大河原太一郎君

政府委員

農林水産大臣官房長

高橋 政行君

食糧庁長官

上野 博史君

事務局側

常任委員会専門員

秋本 達徳君

本日の会議に付した案件

○農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(青木幹雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、村沢牧君及び細谷昭雄君が委員を辞任され、その補欠として大湖絹子君及び竹村泰子君が選任されました。

○委員長(青木幹雄君) 農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。大河原農林水産大臣。

○国務大臣(大河原太一郎君) 農産物検査法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

主要食糧である米麦につきましては、その公正かつ円滑な取引と品質の改善を助長するため、昭和二十六年に制定された農産物検査法に基づき、一定の規格基準のもとで適正な格付が確保されるよう、国の検査が実施されてきたところであります。

一方、近年、米麦の生産、流通、消費をめぐる諸情勢が大きく変化の中で、米麦の品質や安定供給に対する国民の関心が高まっております。また、米につきましても、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、いわゆる新食糧法が制定され、新たな米管理システムに移行することとなっております。さらに、新食糧法案を御審議いただいた世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会の附帯決議においても、農産物検査制度のあり方について検討することが求められており、ところであります。

このような状況を踏まえ、国民の信頼にこたえる適切な検査を通じ米麦の安定流通の確保を図っていくため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、米麦の義務検査の見直しを行うこととし、米につきましても、新食糧法における計画流通米は、引き続き義務検査の対象とし、それ以外の米、いわゆる計画外流通米については、新食糧法の趣旨を踏まえ、義務検査の対象外とし、任意検査とするものであります。

また、麦につきましても、新食糧法に基づき、政府が買い入れ、売り渡しを行う麦については、引き続き義務検査の対象とし、それ以外の麦は、任意検査とするものとしております。

第二に、流通段階における品質の変化に伴う品位の評価等のニーズにこたえるため、米麦の売買取引業者等の希望に応じて、量目及び品位の検査を行う等の流通段階の検査を導入することとしております。

第三に、米麦の品質についての新たなニーズの高まりにこたえるため、米の食味を構成している成分や小麦の加工適性と関連する成分を農産物検査の規格に新たに加えることとしております。

また、あわせて、効率的な検査体制の整備を図る観点から、国以外の第三者機関で指定を受けたものに對して、成分の検査の業務を委託することができるとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(青木幹雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(青木幹雄君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農産物検査法の一部を改正する法律案の審査のため、五月二十三日午前十時から参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木幹雄君) 御異議ないと認めます。なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木幹雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国営川辺川土地改良事業計画の取消しに関する請願(第八三三三号)(第八五二二号)

第八三三三号 平成七年四月十四日受理

国営川辺川土地改良事業計画の取消しに関する請願(三通)

請願者 熊本県球磨郡多良木町多良木一八

八ノ二 久保田悦子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第八五二二号 平成七年四月十七日受理

国営川辺川土地改良事業計画の取消しに関する請願(三通)

請願者 熊本県葦北郡津奈木町福浜一、六
五三 富山正志 外二名
紹介議員 紀平 佛子君
この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月十三日)
一、農産物検査法の一部を改正する法律案

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、川辺川ダム早期着工と国営川辺川土地改良事業の促進に関する請願(第九三六号)(第九四四号)(第九四五号)

第九三六号 平成七年四月二十六日受理
川辺川ダムの早期着工と国営川辺川土地改良事業の促進に関する請願

請願者 熊本県球磨郡錦町大字木上北一、
五八五 中村隼人 外二百九十七名

紹介議員 浦田 勝君

平成六年は異常な大雨に見舞われたが、川辺川地域は不安定な取水に頼っているため、球磨地方十四市町村全体での被害額、約三億四千万円のほとんどが国営川辺川土地改良事業の受益地である人吉市、錦町、多良木町、相良村、山江村、深田村、須恵村の七市町村に集中している。一方、受益地域内設置の暫定水源を利用した宮農実証展示圃(ほ)場にあつては、効果的なかん水がなされ、異常な干ばつの中にあつて顕著に水の効果が発現されており、当地域の農業の将来にとって、水と基盤整備の必要性が実証された。安定した灌漑(かんがい)用水を確保して、近代的な農業経営を確立しなければ後継者問題を始め地域農業の活性化は望めない。そのためには農業基盤を整備することが不可欠であり、一日も早い川辺川ダムの完成と農業利水事業の完工を求める。ついでに、

一日も早く事業効果が出て川辺川地域の農業が発展するよう、次の事項について実現を図られたい。
一、川辺川ダムを早期着工し、国営川辺川土地改良事業を強力に促進すること。

第九四四号 平成七年四月二十七日受理
川辺川ダムの早期着工と国営川辺川土地改良事業の促進に関する請願

請願者 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬九八
小村寿徳 外百六十九名

紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九四五号 平成七年四月二十七日受理
川辺川ダムの早期着工と国営川辺川土地改良事業の促進に関する請願

請願者 熊本県球磨郡相良村深水一、二二
八ノ二 渡辺和夫 外百六十九名

紹介議員 守住 有信君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第八号中正誤

ページ 段行 誤 正

一六二 食費 消費